



市政

広報 問 観光・シティプロモーション課

市の情報誌「広報まつばら」を発行

「広報まつばら」は、市民の皆さんと市政を結ぶ情報誌として、毎月1回、1日に発行しています。各地区の自治会などを通じて各世帯にお届けしています。また、図書館や公民館、ふるさとぴあプラザなどの各公共施設をはじめ、近鉄南大阪線の市内各駅（河内天美駅、布忍駅、高見ノ里駅、河内松原駅）、一部コンビニエンスストアにも置いています。なお、地域の自治会長の連絡先は市民協働課までお問い合わせください。

声の広報まつばら

「広報まつばら」に掲載されている記事を、松原市朗読研究会の皆さんの協力を得て、CDに吹き込み、(一財)大阪府視覚障害者福祉協会から視力に障がいのある人に郵送しています。なお、「声の広報」の希望については観光・シティプロモーション課、または障害福祉課までご連絡ください。

広報まつばら点字版

「広報まつばら」に掲載されている記事を抜粋して、市内の点訳サークル、点訳グループの皆さんの協力を得て点訳し、希望する視力に障がいのある人に郵送しています。「点字広報」の配布希望については観光・シティプロモーション課または、障害福祉課にご連絡ください。なお、点字広報は市役所情報コーナー、読書の森(松原図書館)などにも備えています。

ホームページ、SNSなどでの情報発信

市では、公式サイトを開設し、市政情報などを提供しています。

松原市公式サイト

<https://www.city.matsubara.lg.jp/>

LINE 松原市公式アカウント

LINEからイベント・市政情報などを配信しています。QRコードを読み取りぜひ友達登録してください。



Twitter 「マッキー」アカウント

マッキーが日々のつぶやきやイベント・市政情報などをTwitterでつぶやいています。マッキーのゆる～いつぶやきを、ぜひご覧ください。皆さんのフォロー、お待ちしております。



Instagram 松原市公式アカウント

市政情報やイベントなどを投稿しています。フォローやいいね！をお待ちしています。



Facebook 松原市公式アカウント

市政に関する情報やイベント情報などの各種情報を提供するためにFacebookの松原市公式アカウントを運用しています。松原市公式Facebookページの「いいね!」ボタンを押したり、コメントを投稿するためには、アカウント登録が必要です。



YouTube 松原市公式アカウント

市政情報などを動画で配信しています。チャンネル登録をお待ちしています。



そのほかの刊行物

松原市ガイドマップ(市内の施設や史跡地図。1万分の1の地図)。

広聴

問 市民協働課

1000人市民アンケート

市政に対する市民の皆さんの意識を調査して、市政運営の参考とするため、市では毎年、市民アンケート調査を実施しています。調査結果は、市の行政施策推進の資料として活用させていただきます。

21世紀のまちづくりを考える 「はたちの夢&トーク」

若者に市政への関心と認識を深めていただくとともに、率直な意見・提案などを聞き、今後の市政運営の参考とするために企画したものです。市内の各中学校区から推薦された7人が市長・教育長と語り合い、夢あるトークをしていただくものです。毎年、1月の第2週の日曜日に開催しています。

要望書の受付

市民の皆さんや団体などから市政に対する陳情、要望、意見などを手紙のほか、FAX、電子メールなど文書で「要望書」として受け付けています。お寄せいただいたご意見などは、市民協働課から内容に関係する各部局へ送付し、市政運営の参考とさせていただきます。

情報公開

問 総務課

市政の情報公開・自己情報の開示

情報公開制度は、市民の皆さんが情報の公開請求をすることができる制度です。この制度は、市が持っている情報はすべて公開することを原則としていますが、個人のプライバシーや企業の利益を侵害するような情報や市政の公正または円滑な執行を妨げるおそれがある情報など、公開できないものもあります。

個人情報保護制度は、市が持っている情報の中に含まれている市民の皆さんに関する情報を保護しようとする制度で、皆さんが自分に関する情報を知りたいときは、その情報の開示を求めることができます。この制度も情報公開制度と同様に、第三者のプライバシーを侵害するような情報や市政の円滑な執行を妨げるおそれがある情報など、開示できないものもあります。

対象となる機関

市長部局、市議会、教育委員会などの各行政委員会、上下水道部（上水・下水関係）、消防長、財産区

公開等を請求できる人

情報の公開請求については、市内在住者・在学・在職の人、そのほか市の事務事業に利害関係を有する人ができます。個人情報の開示請求などについては、個人情報の本人が基本となります。

公開等の対象となる情報

対象となる機関が保有する情報で、文書のほか、電磁的記録なども対象になります。

請求の方法

情報の公開請求をする場合は、来庁又は郵送等により請求書を提出してください。個人情報の開示請求などをする場合は、請求書及び本人確認書類を提出してください。

公開等の決定

情報の公開請求にあつては、請求のあった日から15日以内。個人情報の開示請求にあつては、請求のあった日から30日以内に公開等の可否についてを決定し、速やかに請求者に連絡します。ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長する場合があります。また、決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づいて、不服申立てができます。

費用の負担

情報の閲覧は、無料です。ただし、写しの交付や送付を希望する場合は、その料金について実費負担になります。

情報コーナー

問 観光・シティプロモーション課

市役所1階の情報コーナーでは、行政資料の閲覧、コイン式コピー機（白黒のみ）によるコピーサービスなどを行っています。

利用時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分
（祝日、年末年始は除く）

主な資料（行政資料一覧）

- 議会資料（市議会議事録）
- 広報紙「広報まつばら」（昭和63年4月から）
- 行政資料
- 統計資料
- 国や府の刊行物

自治振興会・地縁団体

問 市民協働課

自治会組織

自治会は地域住民の親睦や、住みよい地域づくりをめざし、自主的に組織・運営されている団体です。

組織の規模や活動はさまざまですが、地域の交流を深めるために社会見学や夏祭り、高齢者との交流活動などを実施しています。また、公園の清掃活動や再資源回収、安心安全なまちづくりや自主防災活動に取り組んでいます。広報紙や市からのお知らせの配布のほか、行政とのパイプ役として幅広い活動を展開しています。

自治会への加入や新たに自治会をつくる手続きなど、詳しくは地元の自治会か市民協働課にお問い合わせください。

自治会への助成について

- 自治会が地区の公民館・集会所を整備する場合など、地域公民館の新設・改築・公共下水道接続工事の助成を行っています。
- 世帯数に応じて各自治会に対し、自治振興会報償金をお支払いしています。

活力ある地域づくりへの助成

町会等が管理し、だんじり祭り等の郷土行事に根差した行事において使用する「だんじり」「みこし」「太鼓」の修繕に対して助成を行っています。

防犯灯及び防犯カメラ設置補助、維持管理補助金

事故・犯罪のない明るいまちづくりと自治活動を進めるため、自治会が設置する防犯灯及び防犯カメラに補助金を交付しています。

各自治会が所有し、維持管理している防犯灯及び防犯カメラを対象に電気料金の補助を行っています。

青色防犯パトロール車両購入補助金、維持管理補助金

安全なまちづくりを推進するため、自主防犯パトロールを実施する団体に対して、車両の購入費及び活動に係る経費の補助を行っています。

地縁団体の法人格取得の認可について

地縁団体とは、地域的一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された、いわゆる自治会などのような活動を行っている団体をいいます。

地縁団体が法人格を得るためには、市長の認可が必要です。地縁団体は、この認可により法人格を得ることとなり、そのほかの手続き、法務局への法人登録等は必要ありません。市長が認可を行った場合にはその旨が告示され、第三者に対しても地縁団体が法人格を得たことで対抗できることとなります。

NPO法人

NPO法人は特定非営利活動法人として、NPO法に基づく地域課題に取り組んでいる組織で、福祉や子育て、環境、人権などの分野において主体的に活動しています。市ではNPO法人格を取得するための認証事務や、事業報告などの監督事務を行うと共に、事業や運営に関する相談も受けています。

人権

問 人権交流室

人権啓発

「世界人権宣言」にもあるように、私たちは、「生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等」です。しかし、私たちの周りには、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等にかかわる問題や、インターネット上における人権侵害等、さまざまな人権課題が存在しています。

人権とは、すべての人が生まれながらにして持っている、人として幸せに生きていくための権利です。思いやりのことを大切にし、「誰もが“ちがいを認めあいステキに輝ける人権尊重のまち”を実現するために、人権文化を育むまちづくりの推進に努めています。

主な条例・計画等

平成14年	松原市人権尊重のまちづくり条例 施行
平成17年	松原市人権施策基本方針 策定
平成19年	松原市人権施策行動計画 策定
平成24年	松原市人権施策行動計画 改定
平成29年	松原市人権施策行動計画 再改訂

松原市人権啓発推進協議会

松原市人権啓発推進協議会は、基本的人権を擁護し、みんなで人権意識の啓発を行い、明るく住みよいまちづくりを目指すことを目的に設立されました。ひとりの人間として尊重され、平和に暮らせる、差別のない豊かな社会の実現を目指し、さまざまな啓発活動を行っています。

非核平和事業

非核平和宣言都市を掲げる本市は、戦争の悲惨さや平和の尊さを、次世代へ伝えるために、毎年8月に「非核平和展」を開催しており、パネル展や体験型イベント等を実施しています。

人権政策推進事業

人権課題を取り上げた連続講座や、出かける人権講座等を実施しています。各課と連携して取り組む人権啓発企画「ひゅーまんフェスタ」では、講演会「人権を考える市民の集い」も開催しています。また、市内の高校の生徒と協働で制作している、人権をテーマにした「親と子でよむヒューマン絵本」を配布しています。

人権視聴覚教材・図書の貸し出し

教育現場や企業等の研修や講座、授業の教材として活用できるように、人権をテーマとしたDVD・図書の貸し出しをしています。

人権交流センター(はーとビュー)

問 ☎ 332-5705

人権交流センター(はーとビュー)は、すべての市民の人権が尊重される文化・豊かなまちづくりを図るため、市民の福祉の向上並びにコミュニティ活動の促進や人権情報の発信基地として多くの人々が利用するふれあいの場を目指しています。

相談事業

様々な悩みを抱えている人のために、面談または電話による相談に応じます。ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。

- ①日常生活にかかわる総合生活相談
- ②就労にかかわる相談
- ③人権にかかわる相談
- ④高校・大学・専修学校等の進路にかかわる相談(奨学金の内容や申請について)
- ⑤若者の自立にかかわる相談

講習講座事業

広く市民を対象に各種講座を開催しています。市民の様々なニーズに応じて、毎年、生花、レザークラフト、和裁、気功、絵画、ポップス、手話などの各種講座を開催しています。

人権啓発事業

人権啓発講演会の開催や毎年、松原市のひゅーまんフェスタ事業の一環として、「はーとビューフェスタ」と題しイベントを開催しています。

貸館事業

センターの設置目的に沿って、設備(部屋、機器等)を利用することができます。

若者自立支援事業

困難を抱える若者と家族・関係者への支援を行います。

- ニート・ひきこもりなどの生きづらさにかかわる相談
- 臨床心理士によるカウンセリング
- 家庭以外の場所での居場所提供
- 若者・家族・関係者などを対象にしたセミナーの実施

子ども居場所事業

放課後や夏休みなどの長期休業中に子どもたちが安心して活動できる場を提供しています。また、日曜・祝日にも、子ども同士や家族で活動できる居場所を提供します。

子ども育成事業

小学生向けや中高生向け、親子向けの講座・教室を実施し、親子の交流促進や子どもたちが日々の活動に活かせることを学ぶ場を提供します。

男女共同参画

男女共同参画社会とは、すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することにより、自分らしく生きることのできる社会のことです。

松原市男女輝きまちづくり条例と第4期まつばら男女かがやきプラン

松原市男女輝きまちづくり条例(平成27年制定)、第4期まつばら男女かがやきプラン(平成31年改定)に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、職場で、家庭で、地域社会で、「誰もがいきいきと活躍できる松原市」の実現をめざします。

市民向け講座

子育てや起業、DV・デートDV等に関する講座を実施しています。

女性相談

DV・デートDVをはじめ、女性が抱える様々な悩みに関する相談を受け付けています。どのようなことでも、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

保育ボランティア派遣事業

子育て中の人でも参加しやすいように、各種講座や相談中に、一時保育を行っています。

国際交流／多文化共生

問 市民協働課

友好交流都市

2014年9月11日に台北市文山区と友好交流協定を締結しました。国際感覚豊かな人材育成を目的に青少年交流や行政間交流、そのほか教育、スポーツ、文化芸術、観光、産業などの分野において交流をすすめています。

国際交流

英語圏との交流事業としてオーストラリアに青少年を派遣するなど、異文化に触れる機会を提供し国際交流の機会づくりを行うほか、市民の豊かな国際感覚を醸成するためにさまざまなイベントを実施しています。

多文化共生

外国人住民への情報提供や多言語相談、通訳翻訳ボランティア派遣、日本語教室を行っており、在住外国人も含むすべての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくりをすすめています。

議会

問 議会事務局

市議会

市民の声を市政に反映させるため、最も重要な役割を担うのが市議会です。市議会は、市民から選ばれた18人(定数18)の議員で構成されています。年4回(通常3月・6月・9月・12月)開かれる定例会のほか、必要に応じて開かれる臨時会において、よりよいまちづくりに向けいろいろな案件を審査しています。また、市民ニーズの多様化に対応し、きめ細かい審査を進めるため、2つの常任委員会等が設けられています。

常任委員会等

- 福祉文教委員会
- 総務建設委員会

※特定の問題については特別委員会を設置し、審査します。

請願・陳情

市の行政に対して要望があるときは、市議会にどなたでも請願・陳情ができます。請願は、文書でその趣旨、提出年月日、請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印して議長あてに提出してください。請願には、紹介議員が必要です。陳情は、請願の手続きと同じですが、紹介議員は必要ありません。

傍聴

本会議や委員会は、傍聴できます。備え付けの傍聴人受付簿に住所、氏名を記入のうえ傍聴してください。(定員あり)

選挙

問 選挙管理委員会

選挙権は

選挙権は、年齢が満18歳以上の日本国民で、同一市町村の区域内に引き続き3カ月以上住所を有する人であれば、通常の場合、誰もが有する権利です。また、選挙のときに投票をするためには、これらの要件を満たした上、選挙人名簿に登録されていなければなりません。

選挙人名簿は選挙権のある人をあらかじめ登録した名簿です。選挙人名簿に登録されていないと、選挙権があっても投票することができません。

選挙人名簿

登録の資格

松原市内に住所を有し、住民票が作成された日(転入者については、転入届を出した日)から引き続き3カ月以上住民基本台帳に記載されている満18歳以上の人を登録します。転入届をしていない人あるいは住所を異動した人は必ず窓口課へ届け出をしてください。

登録の時期と抹消

● 定時登録

登録月(3月・6月・9月・12月)の1日現在で登録資格を有する人を住民基本台帳に基づいて登録します。(1日が土・日・祝日に該当する場合は翌開庁日に登録します。)

● 選挙時登録

選挙が行われる際に、選挙時登録のための基準日を定め、登録資格を有するに至った人を登録します。

● 抹消

選挙人名簿に登録されている人が死亡したり、日本国籍を失ったとき、また他の市町村へ転出して4カ月を経過したときなどの場合は抹消します。



投票の方法

投票は1人1票の原則のもと、国民の権利が表現される大切なものです。また、人に干渉されず、気兼ねすることなく、自分の判断で投票できるように秘密投票が保障されています。

投票日当日は、投票時間内(午前7時～午後8時)に投票所へ行って投票してください。

点字投票

視覚に障がいがある人は、点字による投票ができますので、投票所でお申し出ください。

代理投票

身体の障がいなどのために候補者の氏名等を書くことができない人は、投票所の係員が代理で投票用紙に記載する制度がありますので、投票所でお申し出ください。

期日前投票及び不在者投票

投票日に仕事や旅行などの予定のある人は、期日前投票をすることができます。

期間は、公示又は告示の日の翌日から投票日の前日までとなり、その期間に開設される期日前投票所で投票することができます。

※投票場所は広報まつばらやホームページでお知らせします。

また、不在者投票として他の市町村(例えば出張先など)の選挙管理委員会で行う方法、あるいは指定された病院、施設などで行う方法があります。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けており一定の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証の要介護区分が「要介護5」の人は、自宅などで投票用紙に記載し、郵便等により送付することで不在者投票を行うことができます。

郵便等による不在者投票には、郵便等投票証明書の交付が必要ですので、早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。

在外投票制度

海外に住所のある満18歳以上の日本国民は、在外選挙人名簿に登録されることで在外投票を行うことができます。対象となる選挙等については、現在のところ、衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査、参議院議員選挙です。在外選挙人名簿への登録は、海外への転出届を出す際にその市町村の選挙管理委員会でも申請する方法または海外の転出先住所を管轄する領事館等で申請する方法があります。海外への転出手続きを行っていない人は引き続き国内の選挙人名簿に登録されているため、在外選挙人名簿への登録申請ができません。

在外選挙人名簿の登録先は、日本国内の最終住所地の市町村の選挙管理委員会です(国外で生まれ、日本で暮らしたことがない人などは、申請時における本籍地の市町村の選挙管理委員会です)。

申請が受理され、在外選挙人名簿に登録されると、市町村の選挙管理委員会から在外選挙人証が交付されます。

